

○金融庁告示第八号

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第三百三十二条第一項第五号ホ等の規定に基づき、信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

金融庁長官 細溝 清史

信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 算入可能適格流動資産の合計額 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第五十九号。以下「信用金庫連合会流動性カバ

レヅジ比率告示」という。) 第八条において読み替えて準用する第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額又は同項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。

二 日次平均の値 別紙様式第一号及び第二号に記載する項目について、四半期の最初の業務取扱日から最終の業務取扱日までの間の各業務取扱日における値の合計を当該期間の業務取扱日の数で除して得た値をいう。

(単体流動性カバレッジ比率を算出する信用金庫連合会における事業年度の開示事項)

第二条 信用金庫法施行規則(以下「規則」という。) 第三百三十二条第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び単体流動性リスク管理に係る開示事項とする。

2 前項の「単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、単体流動性カバレッジ比率(信用金庫連合会流動性カバレッジ比率告示第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。)の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四 その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項

3 第一項の「単体流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は

第三号に掲げる事項については、信用金庫連合会の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

三 その他流動性に係るリスク管理に関する事項

(連結流動性カバレッジ比率を算出する信用金庫連合会における連結会計年度の開示事項)

第三条 規則第百三十三条第三号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示

事項とする。

2 前項の「連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、

第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率（信用金庫連合会流動性カバレッジ比率告示第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

3 第一項の「連結流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、信用金庫連合会の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

三 その他流動性に係るリスク管理に関する事項

(信用金庫連合会における半期の開示事項)

第四条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項(半期(四月から九月までの半期をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項(海外拠点(規則第三百三十二条第一項ただし書に規定する海外拠点をいう。以下同じ。))を有する信用金庫連合会に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一 第二条第二項に規定する単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

二 前条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

(信用金庫連合会における四半期の開示事項)

第五条 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項(海外拠点を有する信用金庫連合会に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一 単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

二 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年六月三十日（次条第一項及び第三項並びに第四条第一項において「適用日」という。）から適用する。

(開示対象期間に係る経過措置)

第二条 第四条の規定は、適用日前に終了した半期に係るものについては、適用しない。

2 海外拠点が半期中途において信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条第一項各号に掲げる業務又は同法第五十三条第三項第七号に規定する銀行業（以下「事業等」という。）を開始した信用金庫連合会の当該半期に対する第四条の規定の適用については、当該海外拠点が事業等を開始した日

から当該日を含む半期の末日までの期間を半期とみなす。

3 前項の規定により半期とみなされた期間については、同項の規定により海外拠点が事業等を開始した日を適用日とみなして、第一項の規定を適用する。

第三条 海外拠点が四半期中途において事業等を開始した信用金庫連合会の当該四半期に対する第五条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を四半期とみなす。

一 当該事業等を開始した日から起算して当該日を含む月の末日までの日数が三十日以上の場合 当該事業等を開始した日から当該日を含む四半期の末日までの期間

二 当該事業等を開始した日から起算して当該日を含む月（四半期の最後の月を除く。）の末日までの日数が三十日に満たない場合 当該月の翌月の最初の日から当該日を含む四半期の末日までの期間

2 前項の規定により信用金庫連合会の海外拠点が事業等を開始した日から起算して当該日を含む月（四半期の最後の月に限る。）の末日までの日数が三十日に満たないときは、当該月を含む四半期の翌四半期の最初の日を当該事業等を開始した日とみなして、当該日を含む四半期について、第一条第二号、第五条及び次条第二項の規定を適用する。

3 第一項の規定により四半期とみなされた期間における次条第二項の規定の適用については、同項中「四半期」とあるのは「附則第三条第一項各号に定める期間」と、「三」とあるのは「当該期間における月の末日の数」とする。

(日次平均の値に係る経過措置)

第四条 第五条第二項の規定の適用については、適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間は、同項中「日次平均の値」とあるのは、「月次平均の値」とすることができる。

2 前項の「月次平均の値」とは、四半期の各月の末日又は最終の業務取扱日（当該末日を除く。）における値の合計を三で除して得た値をいう。